

1. 集中改革プラン策定の趣旨等

(1) 社会的背景

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、また、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体は各々の地域にふさわしい持続可能な行政サービスを提供できる分権型社会システムに転換していく必要があり、これまで行政が主に担ってきた行政サービスの提供を、地域における市民団体やNPO、企業等の多様な主体が担えるような多元的な仕組みを整えていくことが求められています。

このような状況下、地方公共団体は、新たな視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが重要な課題であります。

総務省は、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「指針」という。）を示し、地方公共団体に人口減少時代の到来などの社会経済情勢の変化に一層適切に対応した行政改革の積極的な推進をこれまで以上に求めており、地方公共団体に、この指針を踏まえた新たな行政改革大綱の策定、または、従来の行政改革大綱の見直しと集中改革プランの策定を求めています。

本市では、平成16年8月の市長による「構造改革推進宣言」以来、NPM理論に基づく行政経営システムの確立に向け様々な取り組みを進めており、総務省の指針を待つまでもなく、自立可能な行財政運営システムの構築に職員一丸となって取り組んでいるところです。

(2) 集中改革プランの位置付け

本市では、現在、行財政運営全般について、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）に基づき、「成果主義」や「市民志向」等の理念及び行政サービスのあり方を位置づけるための「官民役割分担の原則」の考え方などに沿った「戦略計画」の策定に取り組んでいます。この「戦略計画」は、平成16年度に示した「当面の財政健全化」の取り組みを引き継ぐものとして策定するもので、事務事業評価や施策の展開戦略などにより積極的に行財政運営の構造改革を推進していくものです。

この「戦略計画」のなかで、本市の行財政改革の具体的な取り組みを集中的に実施するための「行財政構造改革集中改革プラン」を策定し、その実現に努めていくものです。

(3) 集中改革プランの期間

この集中改革プランは、平成17年度を起点とし、平成21年度までの本市の行財政改革事項について、具体的な取り組みをわかりやすく明示するものです。

(4) 公表

この集中改革プランは、ホームページ等でその内容を公表するものです。